

2013.03.07：平成25年予算特別委員会第1分科会〔25年度予算〕（こども家庭局等） 本文

○分科員（上原みなみ） おはようございます。みんなの党の上原みなみです。よろしくお願ひします。

本日、プロジェクターを使わせていただきます。

まず、選挙管理委員の報酬についてお伺ひいたします。

神戸市では、現在、選挙管理委員の報酬を市の委員長は月額32万円、市の委員は27万円、各区の委員長は13万3,000円、区の委員は11万6,000円と条例で定められております。活動は、市の選挙管理委員で月2回、各区の委員は月1回の会議を開催し、内容は、選挙人名簿の管理や勉強会だとお伺ひしております。選挙管理委員の報酬は、議会で承認され制定された条例だということ踏まえた上で、まずは月に1～2回という活動内容と年収400万円近い報酬が見合っているのかという点を、元市議員で神戸市の選挙管理委員長となられた福浪委員長に実感としてお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

---

○福浪選挙管理委員会委員長 私、昨年1月に選管の委員に任命されました。今おっしゃったように、月2回、えっ、少ないなと思ひながら、行っているいろいろと公職選挙法の問題とか、いろんな面を勉強しておりました。だんだん考えていきますと、民主主義の基盤、まあ言うたら根幹である選挙、この選挙を公平・公正にやる。これを管理運営するのが選挙管理委員会だということだんだん責任の重さというものを実感するようになってきました。昨年の年末に衆議院選挙が行われまして、そのときに期日前投票なんかもちょっと気になりまして、私は地元が北区でございますので、北区の期日前投票の実施しているところ、ご存じですね、各連絡所、区役所、私全部回りました。どんな感じかなということですね。そういうようなことをして、そして選挙の当日、終わったんが3時過ぎまでね、夜中のね。朝方ですね。それまでやりまして、その経験をしまして非常に民主主義の根幹である選挙の重要性、それを公平・公正に実行する管理運営の責任、この大きさというものをひしひしと感じるようになってきました。

その選挙の結果、神戸市全体での投票率、大体約56%になってますが、私つい自分の地元見るんですが、北区なんかは57%ぐらいやった。ところが、えっと見ましたら、40%台

のところがありました。5カ所あったんですね。私もいらつきまして自分で運転して5カ所全部見て回りました。そうしますと、物理的に行きにくい場所になっておれば、これは選管の責任であるというふうに痛切に感じまして5カ所見て回ったところ、やはり道路が狭過ぎて、行ったところの投票所の駐車場がない。ひどいね。そういうようなところがやはりありまして、これは危ないと、早速北区の選挙管理委員の方へ行きまして事情を説明しましたら、北区の選管の方も気がついておりまして、実は今地元と話をしておりますということで、早速そういうことで山田の東下投票所、これはことしの3月で山田小学校に統合すると、こういうことに決まりまして、それで、実は去年も淡河町が4カ所あったのが2カ所に統合します。大沢町が3カ所あったところ1カ所に統合しております。これはどういう意味があるかと言うと、1カ所の投票所で1つの選挙では大体40~50万の経費がかかります。そういう意味で合理化も進めてはおりますが、そういう選挙に行きやすい、物理的に行きやすい、そういう投票所にやはり変えていくということも非常に重大なことだと私自身思いまして、区の選管ともいろいろと意思疎通をして、次は北区では八多町と道場町をやはりまたそれも地元の皆さんと話しをしながら集約していく、行きやすい場所に持っていく、こういう努力をしております。

ですから、今おっしゃったように、たった2日出て32万どうですかと言われましたが、決してそうではございません。まして委員長になれば、皆さんの前へこうして出たり、本会議で何も発言できんでじっと座って、これはもう大変苦しいでございます。そういうこととなりますと、これ計算したら、3月でも5日間ぐらいは出てるんですよ、本会議やら皆入れたらね。だけど、そんなことだけじゃなしに、物理的によく日給制にしたらどうやと多分おっしゃるんじゃないかと思いますが、日給制言うたらやっぱり何か労働の対価というようなイメージを受けますけども、これは決してそうではなくて、選挙管理委員というのは、民主主義を支える選挙、この選挙における公平・公正にやる管理運営をする責任、この責任の重さというものをひしひしと感じております。そういうことでございます。

---

○分科員（上原みなみ） 今のご答弁に対して2点お伺いしたいんですけれども、まず公職選挙法の勉強を始めたということで、月に2回集まる通常の勉強会という中にそういう勉強が入ってらっしゃると思うんですけれども、私の感覚から言うと、そもそも公職選挙法がわかってらっしゃる、もう熟知してらっしゃる方が選挙管理委員になられる方がいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう1つは、責任という言葉がたくさん使われましたけれども、もしも選挙違反とかあった場合に選挙管理委員の方というのはどのような責任をとられるのでしょうか。2点お願いします。

---

○福浪選挙管理委員会委員長 責任のとり方ね、それは起きたことの内容によって責任をとります。僕は心してそういうふうには覚悟してやっております。

それから、もう1つ、公職選挙法もいろいろ改正したり、そういうことがありますね、今非常に話題を呼んでますインターネットとか、そういうふうな新しい改正の勉強やとか、そういうことをやはり常々勉強しながら、それと、ただ選挙法だけじゃなしに、地元の皆さん方の各区の選挙管理委員さんも地元の状況を十分把握して、いかに投票率を上げていくか、こういうようなことに対する議論をしたり、そういうことをやっております。

以上です。

---

○分科員（上原みなみ） 投票率はぜひ上げていただきたいと思います。

ちょっとこちらのグラフをごらんいただきたいんですけども、札幌市議会では2010年12月に非常勤の選挙管理委員の委員の報酬を月額制から日額制に改定する条例案が可決されております。その内容を掲載した新聞記事にはこのように書かれてあります。月に数日程度の勤務に対して月額で10万から20万円を支払っている実態を疑問視する社会的流れを受けての変更で、全国の自治体で見直しが相次いでいるということで、このとき選挙管理委員の合計44人の報酬が改定対象となりました。現時点で政令市で選挙管理委員の報酬が日額制となっているのは札幌市をはじめ新潟市、相模原市、名古屋市、堺市と5市あります。さらに札幌市の報酬改定記事は次のように続きます。札幌市選管の委員は、市議会の各議員会派の被推薦人の中から議会内選挙によって選ばれ、現在4人全員が市議OBで、区選挙管理委員も各政党に所属している人がほとんど。加えて議席数の多い会派に比例してOBや党員が多く選ばれる形になっている。長年、市に報酬制度の見直しを求めてきた北海道市民オンブズマン連絡会議の幹事は、実態は市議の天下り先、しがらみのない適任者を選ぶためには、公開公募方式を採用すべきだと指摘しています。

神戸市も同様の状況で、ごらんいただきますと、神戸市は政令市のナンバーワンの選挙

管理委員長の報酬なんですね。一番高いんです。この記事の内容を選挙管理委員長としてどのようにお感じになりますか。

---

○福浪選挙管理委員会委員長 金額の報酬の月額グラフは意図的に一番トップの横浜市を抜いてるんです。こういう意図的なグラフを書かれるとちょっと皆さん誤解しますね、横浜市は33万2,000円です。神戸市は2番目ですね。だから、それが1つ言いたいということと、それと、今言う日額制にしたらどうかということではいろいろとおっしゃられましたが、それは私自身がそれに対して意見を言う立場ではございません。これは条例で決まって、そして議員の皆さん方の議決で決まった報酬、また額でございますので、私自身がご意見を申し述べる立場ではありません。

以上です。

---

○分科員（上原みなみ） この横浜市を抜いているというのは、実は意図的ではなく、月額で示せない事情があったからということで、そういうことなんです。月額というのは、これは月額で示せる値というのは神戸市がナンバーワンでした。

ほとんどの神戸市民というのは、選挙管理委員をはじめ行政委員の報酬や活動内容をご存じないと思います。ホームページや条例文に載せているということで公開しているつもりになっていないで、広報KOBELなどに公開するなど市民にわかりやすく伝えるべきだと思います。それによって市民の皆さんが疑問に思われるのか否か、審判を下すのは税金を納めている市民の皆さんだと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。